

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、清算法人大野原町ほ場整備土地改良区から清算人の退任について次のとおり届出があった。

平成20年11月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
清算人	平野 清	観音寺市大野原町有木97番地3	平成20年10月7日
〃	大麻伊三郎	〃 〃 大野原6504番地	〃
〃	村上 明秋	〃 〃 〃 2907番地	〃
〃	荻田 昌康	〃 〃 青岡592番地	〃
〃	小森 良郎	〃 〃 中姫601番地	〃
〃	大久保隆敏	〃 〃 萩原2315番地	〃
〃	福田 忠志	〃 〃 大野原1098番地2	〃
〃	船橋 隆貞	〃 〃 中姫901番地	〃
〃	小出 昌市	〃 〃 福田原176番地1	〃
〃	大西 恵志	〃 〃 丸井387番地1	〃
〃	岡田 昭	〃 〃 萩原1780番地2	〃
〃	柴田 薫	〃 〃 大野原832番地	〃
〃	高橋 功	〃 〃 萩原2135番地	〃
〃	茨木 澄夫	〃 〃 丸井672番地1	〃
〃	山田 雅茂	〃 〃 〃 761番地	〃
〃	山田 敏博	〃 栗井町11番地1	〃
〃	久保 壽夫	〃 木之郷町1484番地1	〃